



熊 賃 審 発 第 16 号
令 和 7 年 9 月 22 日

熊本労働局長
金谷 雅也 殿

熊本地方最低賃金審議会
会長 倉田 賀世

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和7年9月22日貴職から、令和7年9月4日付け熊本県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する関係労働者団体及び関係使用者団体からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和7年9月4日付け答申どおり決定することが適当である。